

長野県における 省エネルギー化の促進と 自然エネルギーの普及拡大

平成26年度 主な施策

長野県環境部環境エネルギー課

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/ondanka/kashokai>



しあわせ信州

1 省エネルギー化の促進

家庭・事業者・建築物 3つの分野で省エネ制度を運用

- ◆ **信州省エネ大作戦**(全般)
 - ・県独自の数値目標を掲げた節電・省エネルギーの県民運動
- ◆ **家庭の省エネサポート制度**(家庭)
 - ・「意識を高める」ことから「省エネ行動の定着」へ
 - ・県の認定した省エネサポート事業者(エネルギー供給事業者)が、通常の事業活動で家庭を訪問する際、省エネの助言や省エネ情報(パンフレットなど)を提供
- ◆ **事業活動計画書制度**(事業者)
 - ・温室効果ガスの排出量が多い事業者等に、「温暖化対策計画書」を提出してもらい、事業者の省エネ等の自主的取組を促進
 - ・新制度は、指導・助言、評価、表彰などを実施
- ◆ **建築物の環境エネルギー性能検討制度**(建築物)
 - ・新築建築物のエネルギー性能の検討義務化
- ◆ **建築物の自然エネルギー導入検討制度**(建築物)
 - ・新築建築物の自然エネルギー設備導入の検討義務化

事業活動計画書制度

事業者の対策 新たな段階へ移行

長野県地球温暖化対策条例を改正（H25.3）し、
「事業活動温暖化対策計画書制度」をH26.4から開始します。
新しい制度では、計画書、報告書に対し、県が積極的に
評価や助言を行います。

【ポイント】

1 助言とは

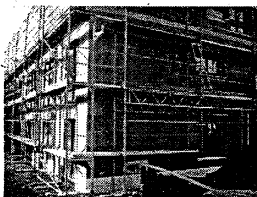
- ・ 県の専門家(新たにエネルギー管理士を採用)によるサポート
- ・ 手順が明確な重点対策（ボイラ、ポンプなど）が基本
- ・ 県の専門チームによる事業所での現場指導を実施
- ・ 効果の高い対策をガイドブックで提示

2 対象者の範囲は

- ・ エネルギーを多く使う事業者300社程度（5市→18市と3町が対象）
- ・ ただし、中小事業者の任意提出も可能

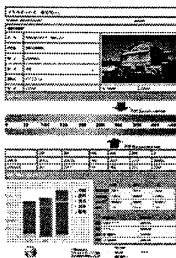
建築物環境エネルギー性能検討制度・自然エネルギー導入検討制度

長野県地球温暖化対策条例を改正し、平成26年4月から施行



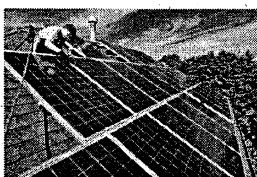
4月から、建物を新築するとき、断熱性能と自然エネルギー導入の検討が義務化されます。

届出の受理等に関する事務の権限が長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、塩尻市に移譲されています。（それ以外の地域等の事務は、地方事務所で執行。）



検討にあたって、長野県指定の評価ツールやマニュアルを活用すれば、光熱費を効果的に抑制できます。

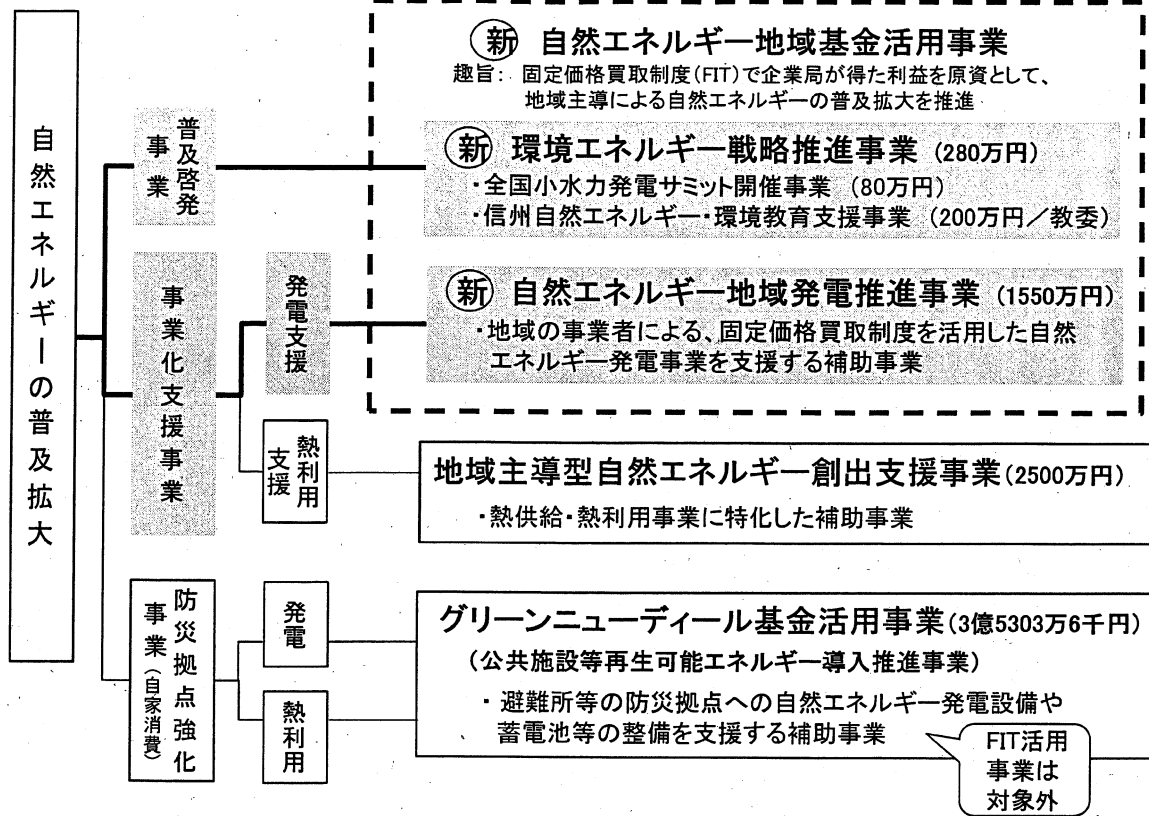
（左は指定評価ツールの一つ「エネルギーパス日本版」）



県民のエネルギー費用の抑制、工務店・職人の請負額の増加が、それぞれ期待されます。

2 自然エネルギーの普及拡大

平成26年度 自然エネルギー支援体系



平成26年度当初予算 主な関連事業

(新)自然エネルギー地域発電推進事業

固定価格買取制度を活用した自然エネルギー発電事業を促進するため、市町村や地域のNPO、中小企業等が行う、調査設計等に対して助成。(収益納付型補助金 注1)

注1: 発電開始し売電収入が生じた場合に、補助額を限度に一定期間で県へ納付(当面、小水力は通常の補助金とする予定)

- 補助率 : 1/2以内(予定)、限度額: 500万円(予定)
- 補助対象: ソフト事業(計画策定、可能性調査、設計等)
H27年度からハード事業へ補助対象拡大の予定

地域主導型自然エネルギー創出支援事業

自然エネルギーの利用を促進するため、市町村や地域のNPO、中小企業等が行う、地域主導型の熱を活用した自然エネルギー事業に対して助成。

- 補助率 : 1/2以内(予定)、限度額: 500万円(予定)
- 対象経費: ソフト事業(計画策定、可能性調査、設計等)
ハード事業(機器設備導入等)

グリーンニューディール基金活用事業 (公共施設等再生可能エネルギー導入推進事業)

公共施設や民間施設への自然エネルギー導入を推進するため、避難所等の防災拠点への自然エネルギーによる発電設備や蓄電池等の整備に対して助成。

- 補助率: 市町村10/10
民間団体1/3、1/2(補助限度額500万円、750万円)